

指導事項改善報告書における添付書類に関する留意事項 (保育所、認定こども園用補足説明資料)

保育所、認定こども園において指導の多い事項について、必要となる関係書類を例示いたします。

<関係書類の例（施設運営に関するもの）>

1 施設の運営体制について改善を求められたもの

(1) 保育士

報告書提出月の直近のクラス年齢別の児童数及び職員の配置人数（非常勤職員については勤務時間数を含む）が分かる書類

(2) 栄養士、調理員

報告書提出月の直近の配置人数（非常勤職員については勤務時間数を含む）

(3) (1)又は(2)以外の役職

改善を求められた役職の者の配置状況が分かる書類（出勤簿、契約書等）

(4) 苦情解決体制

修正又は新たに作成した書類（苦情処理規程、苦情記録簿、直近に交付した園だより等）

(5) 必要面積

在籍児童数及び乳児室、ほふく室、保育室並びに遊戯室の面積が分かる書類

2 保育士証の不備について指摘されたもの

保育士証の写しを提出する必要はないが、施設が対応した内容について改善報告書に記載すること。

なお、運営体制にも影響する事柄（無資格者を配置基準に含めていた等）であった場合は、1 (1)のとおり、必要書類を添付すること。

※ 改善報告書の確認後、追加で書類の提出を求める場合があります。